

一般社団法人日本言語聴覚士協会 災害見舞金・災害弔慰金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本言語聴覚士協会（以下「協会」という。）の会員が災害に巻き込まれ被害を受けた場合、及び会員の自宅が災害により被害を受けた場合に、見舞金・弔慰金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における災害とは、災害対策本部規程 第2条 災害の定義に定める「地震、津波、洪水、噴火、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、崖崩れ、土石流、高潮等の自然現象、又は、大規模な火事及び爆発等により生ずる被害」とする

(適用)

第3条 本規程の適用は、正会員とする。ただし、原則として、見舞金・弔慰金申請時点での当該年度会費未納者、および休会者は適用外とする。

(適用範囲)

第4条 見舞金・弔慰金の支給の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 会員の自宅が被災した場合
- (3) その他、理事会で必要と認められた場合

(見舞金・弔慰金の額)

第5条 見舞金等の額は、被災年度において、災害ごとに積算するものとし、別表の定めによるものとする。

(支給申請)

第6条 見舞金・弔慰金の支給を受けようとする場合は、災害見舞金申請書（様式1）、または、災害弔慰金申請書（様式2）に必要な添付書類を添えて、原則として被災年度内に協会に提出するものとする。なお、会員死亡の災害弔慰金申請は、代理人からの申請を認める。

(支給決定)

第7条 見舞金・弔慰金の支給の決定は、理事会又は常任理事会の承認を得て行うものとする。

(支給方法)

第8条 見舞金・弔慰金は、会員および代理人に対し、申請のあった口座への振り込みにて行う。

(運営)

第9条 この規程に定めるもの以外で必要となる事項については、理事会が判断する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年9月5日から施行する。

別表：災害見舞金・災害弔慰金支給基準

被災状況			見舞金（円）	弔慰金（円）
会員死亡				30,000
一部損壊	床下浸水		10,000	
半壊・ 大規模半壊	床上浸水 半流出	半焼	20,000	
全壊	天井浸水 全流出	全焼	30,000	

日本言語聴覚士協会
会長 深浦順一殿

災害見舞金申請書

下記のとおり、災害見舞金を申請します。

申請日	年 月 日		
会員番号			
会員氏名			
会員住所	〒		
事由発生日	年 月 日		
災害名			
自宅被害 (罹災証明書の 内容)	全壊・半壊・一部損壊・全流出・半流出・天井浸水・床上浸 水・床下浸水・全焼・半焼・その他()		
振り込み先	銀行		本店・支店
	当座	口座番号：	カナ名義：
	普通		
備考			

※ 申請には、罹災証明書（写し可）を添付してください。

※ 本人名義の個人口座に限ります。

<送付先> 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-29 アクロポリス東京 9 階
一般社団法人日本言語聴覚士協会 事務所

日本語聴覚士協会
会長 深浦順一殿

災害弔慰金申請書

下記のとおり被災しましたので災害弔慰金を申請します。

申請日	年 月 日	
会員番号		
会員氏名		
会員住所	〒	
代理申請者	(代理人氏名)	
	(会員との関係)	
代理人住所	〒	
代理人連絡先	(電話番号)	
事由発生日	年 月 日	
災害名		
振り込み先 (代理人口座)	銀行	
	本店・支店	
	当座	口座番号：
	普通	カナ名義：
備考		

※ 代理人申請による「被災証明書（写し可）」を添付してください。

※ 代理人者名義の個人口座に限ります。

<送付先> 〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-29 アクロポリス東京 9 階
一般社団法人日本語聴覚士協会 事務所